

○大蔵省告示第十六号

農林水産省告示第十六号
農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)別表第二の第三号の規定に基づき、昭和六十一年七月一日農林水産省告示第三号(農林漁業金融公庫法別表第二の第一号の主務大臣の定める要件を定める等の件)の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から施行する。
平成十二年三月三十一日

大蔵大臣 宮澤 喜一
農林水産大臣 玉沢徳一郎
四の1の(1)中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同(1)に次のように加える。

ハ 地域農業の担い手となるべき農業経営を育成及び確保することを目標として、地域農業の安定的な生産体制の確立等により、一体として農業構造及び農業経営の改善を図ることが適当であると認められる一定の地域において、地域農業の発展のための活動の推進、土地基盤、農業近代化施設等農業生産条件の整備等農業構造及び農業経営の改善に必要必要な事業を地域の実情に応じて総合的かつ計画的に実施するための具体的な計画であること。

四の1の(2)中、「おおむね旧町村程度の地域を対象とする事業はおおむね四年間又は八年間、市町村の区域を超える大規模な土地改良事業による農用地開発を実施している地域を対象とする事業はおおむね八年間、おおむね市町村程度の地域を対象とする事業はおおむね十年間、(1)のロの事業にあつては」を削り、「(1)のハ」を「(1)のロ」に改め、「二年間又は三年間」の下に、「(1)のハの事業にあつては」をおおむね一年間又は三年間を加える。

○文部省告示第五十一号
大学入学資格検定期程第五項の規定に基づき知識及び技能に関する審査を定める件(平成十一年度文部省告示第六十九号)により定められた次の表の上欄に掲げる審査の実施団体について、その名称を平成十一年七月十五日から下欄のとおり変更した旨の届け出があつた。
平成十二年三月三十一日

Table with 2 columns: 変更前の名称, 変更後の名称. Includes 日本数学検定協会 and 財団法人日本数学検定協会.

○文化庁告示第六号

昭和二十九年文化財保護委員会告示第三十八号(各都道府県の区域内に所在する文化財につき、文化財保護委員会の権限を各都道府県の教育委員会に委任した件)、昭和二十九年文化財保護委員会告示第四十三号(各都道府県の区域内に所在する文化財につき、文化財保護委員会の権限を各都道府県の教育委員会に委任する件)、昭和四十六年文化庁告示第十五号(各都道府県の区域内の警察署長から提出された物件に関する事務を各都道府県の教育委員会に委任する件)、昭和五十年文化庁告示第十四号(各都道府県の区域内に所在する文化財につき、文化庁長官の権限を各都道府県の教育委員会に委任した件)、昭和五十三年文化庁告示第二十七号(史跡及び天然記念物の地域に係る権限を委任する件)、昭和五十五年文化庁告示第四号(特別名勝、名勝又は天然記念物の地域に係る権限を教育委員会に委任する件)、昭和五十六年文化庁告示第五号(史跡、特別名勝、名勝又は天然記念物の地域に係る権限を教育委員会に委任する件)、昭和五十七年文化庁告示第四号(史跡名勝天然記念物の指定地域の一部について同法第八十条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令の権限を教育委員会に委任した件)、昭和五十八年文化庁告示第五号(史跡名勝天然記念物の指定地域の一部について文化財保護法第八十条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令の権限を教育委員会に委任した件)、昭和五十九年文化庁告示第五号(特別史跡、史跡、名勝又は天然記念物の一部に係る権限を、昭和五十九年四月一日以降、県の教育委員会に委任する件)、昭和六十年文化庁告示第六号(特別史跡、史跡、名勝、天然記念物の一部に係る権限を、昭和六十年四月一日以降、県の教育委員会に委任する件)、昭和六十二年文化庁告示第二号(史跡、史跡及び名勝の一部に係る権限を県の教育委員会に委任する件)、平成二年文化庁告示第九号(史跡の一部に係る権限の委任の件)、平成四年文化庁告示第五号(重要文化財の保存に影響を及ぼす行為に係る権限の委任に関する件)、平成九年文化庁告示第二十五号(記念物に係る現状変更の

許可等の権限の委任に関する件)及び平成十年文化庁告示第一号(天然記念物カササギ生息地に係る現状変更の許可等の権限を委任する件)は、廃止する。
平成十二年三月三十一日
文化庁長官 林田 英樹

○厚生省告示第三十八号
昭和四十二年九月厚生省告示第三百八十七号(補助金の交付に関する事務を都道府県知事に委任した件)、昭和四十七年一月厚生省告示第十号(児童手当法第十九条第一項に規定する交付金に係る交付の事務の委任に関する件)、昭和五十一年三月厚生省告示第三十三号(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に基づき昭和五十年年度以降の予算により支出される補助金の交付に関する事務を委任する件)、昭和五十二年六月厚生省告示第百五十九号(昭和五十二年年度以降の予算により支出される補助金の交付に関する事務を委任した件)、昭和五十七年五月厚生省告示第百号(昭和五十七年度以降の予算により支出される補助金の交付に関する事務を都道府県知事に委任した件)、昭和五十八年三月厚生省告示第七十五号(補助金等の交付に関する事務を都道府県知事に委任した件)、昭和六十年二月厚生省告示第十六号(昭和六十年年度以降の予算により支出される補助金の交付に関する事務を都道府県知事に委任した件)、昭和六十二年三月厚生省告示第二十八号(昭和六十二年年度以降の予算により支出される補助金等の交付に関する事務を都道府県知事に委任した件)、昭和六十二年三月厚生省告示第六十七号(補助金の交付に関する事務を都道府県知事に委任した件)、昭和六十二年三月厚生省告示第三十九号(昭和六十二年年度以降の予算により支出される補助金等の交付に関する事務を委任した等の件)、昭和六十二年三月厚生省告示第四十四号(昭和六十二年年度以降の予算により支出される補助金の交付に関する事務を委任した件)、平成四年十月厚生省告示第二三十五号(平成四年年度以降の予算により支出される補助金の交付に関する事務を委任した等の件)、平成八年三月厚生省告示第九十二号(平成七年度以降の予算により支出される補助金の交付に関する事務を都道府県知事に委任した件)、平成十年二月厚生省告示第十

九号(平成九年度以降の予算により支出される負担金の交付に関する事務を都道府県知事に委任した件)、平成十一年二月厚生省告示第二十号(補助金の交付に関する事務を都道府県知事に委任した件)及び平成十二年二月厚生省告示第四十二号(平成十一年度の予算により支出される補助金等の交付に関する事務を都道府県知事に委任した件)は、廃止する。
平成十二年三月三十一日
厚生大臣 丹羽 雄哉

○厚生省告示第百三十九号
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年二月厚生省告示第十九号)の規定に基づき、厚生大臣が定める者等(平成十二年二月厚生省告示第二十三号)の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。
平成十二年三月三十一日
厚生大臣 丹羽 雄哉

第四号イ中「又は在宅自己疼痛管理指導管理」を「在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理」に改める。
○農林水産省告示第四百五十七号
農林水産省組織規程(昭和六十一年農林水産省令第七号)第三十七條の規定に基づき、昭和四十八年四月十六日農林水産省告示第八十八号(植物防疫所の支所及び出張所の名称、位置及び所掌事務を定める等の件)の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から施行する。
平成十二年三月三十一日
農林水産大臣 玉沢徳一郎

横浜植物防疫所東京支所晴海出張所の項 横浜植物防疫所東京支所大井出張所の項 神戸植物防疫所広島支所宇野出張所の項及び門司植物防疫所福岡支所佐世保出張所の項を削る。
○農林水産省告示第四百五十八号
農林水産省組織規程(昭和六十一年農林水産省令第七号)第三十二條の規定に基づき、昭和六十一年十一月二十六日農林水産省告示第九百号(種苗管理センターの農場の名称、位置、所掌事務及び内部組織を定める件)の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から施行する。
平成十二年三月三十一日
農林水産大臣 玉沢徳一郎

一の表上北農場の項中「第百七条第一項第一号に掲げる事務、同項第三号」を「第百七条第一項第三号」に改める。
二の内のイ中、「上北農場」を削る。